



島根県報

平成28年10月18日（火）
号外 第 165 号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

| | | |
|---|-----------|---|
| 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例 | （税 務 課） | 3 |
| 島根県県税条例の一部を改正する条例 | （ ” ） | 4 |
| 地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | （ ” ） | 5 |
| 島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | （企業局総務課） | 7 |
| 島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例 | （警 察 本 部） | 8 |

公布された条例等のあらまし

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 条例の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 条例の概要

(1) 県民税の法人税割の超過課税の適用期限を平成34年3月31日まで5年間延長することとした。（附則第7項関係）

(2) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第47号）

1 条例の概要

次に掲げる条例の引用する条項の整理

(1) 島根県産業廃棄物減量税条例

(2) 旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）

(3) 旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）

(4) 島根県核燃料税条例

(5) 旧島根県核燃料税条例（平成16年島根県条例第45号）

(6) 旧島根県核燃料税条例（平成21年島根県条例第57号）

2 施行期日

平成29年1月1日から施行することとした。

◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 条例の概要

発電所の設置（別表第1関係）

| 名 称 | 最 大 出 力 |
|-------|----------|
| 山佐発電所 | 199キロワット |

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 条例の概要

警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関することを追加することとした。（第4条関係）

2 施行期日

平成28年11月30日から施行することとした。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 45 号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「第 5 条第 4 項第 4 号」を「第 5 条第 4 項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 46 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「平成29年 3 月 31 日」を「平成34年 3 月 31 日」に、「の規定にかかわらず、100分の 4」を「に規定する税率に100分の0.8を加算した率」に改める。

附則第 8 項中「法人のうち」を「前項の規定は、法人のうち」に、「法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に 4 分の0.8 を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする」を「法人税割については、適用しない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 47 号

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 1 条 島根県産業廃棄物減量税条例(平成26年島根県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第17条中「第733条の18第6項」を「第733条の18第7項」に、「第733条の19第4項」を「第733条の19第5項」に改める。

(旧島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 2 条 旧島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の一部を次のように改正する。

第17条中「第733条の18第6項」を「第733条の18第7項」に、「第733条の19第4項」を「第733条の19第5項」に改める。

第 3 条 旧島根県産業廃棄物減量税条例(平成21年島根県条例第58号)附則第7項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の一部を次のように改正する。

第17条中「第733条の18第6項」を「第733条の18第7項」に、「第733条の19第4項」を「第733条の19第5項」に改める。

(島根県核燃料税条例の一部改正)

第 4 条 島根県核燃料税条例(平成26年島根県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第278条第5項」を「第278条第6項」に、「第279条第4項」を「第279条第5項」に改める。

(旧島根県核燃料税条例の一部改正)

第 5 条 旧島根県核燃料税条例(平成16年島根県条例第45号)附則第5項の規定

によりなおその効力を有することとされる同条例の一部を次のように改正する。

第10条中「第278条第5項」を「第278条第6項」に、「第279条第4項」を「第279条第5項」に改める。

第6条 旧島根県核燃料税条例（平成21年島根県条例第57号）附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の一部を次のように改正する。

第10条中「第278条第5項」を「第278条第6項」に、「第279条第4項」を「第279条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 48 号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

| | | |
|----------|-----|---|
| 飯梨川第三発電所 | 250 | を |
| 山佐発電所 | 199 | |

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 49 号

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

島根県警察本部の内部組織に関する条例（昭和36年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第22号を第23号とし、第19号から第21号までを 1 号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の 1 号を加える。

- (19) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第 3 条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。